

# 業務指示書

## パレスチナガザ地区復興支援（電力・水）情報収集・確認調査 （ファスト・トラック制度適用案件）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年1月26日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年1月27日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：インフラ整備に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／インフラ整備計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：インフラ整備計画
- 2) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 下水道整備】

- 1) 類似業務の経験：下水道整備
- 2) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 送・配電網整備】

- 1) 類似業務の経験：送・配電網整備
- 2) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月30日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
安全管理経費(第3 業務実施上の条件 6. その他 (2) 安全管理 参照)
- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。  
その際の見積りは別見積りとして見積ります。
- ( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- (○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ILS1 = 30.727 円 , US\$1 = 120.48 円 , EUR1 = 146.91 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/インフラ整備計画  
下水道整備  
送・配電網整備

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.76 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月12日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
パレスチナガザ地区復興支援（電力・水）情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(20.00)	
(1) 類似業務の経験	12.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	8.00	
2. 業務の実施方針等	(20.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	8.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	8.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/インフラ整備計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 6.00 )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 下水道整備	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 送・配電網整備	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

パレスチナ自治区内ガザ地区では、2014年7月以降イスラエル軍からの攻撃が激化し、8月26日のエジプトの仲介による停戦までの間に、2,145人が死亡、11,200人以上が負傷した。

現在、ガザ地区には、イスラエル及びエジプトとの国境に数か所の検問所が設けられている。この検問所による人とモノの移動制限は、2014年7月のイスラエル軍による攻撃の開始以前から続いており、深刻な電力不足や劣悪な水環境、停滞する経済活動が問題となっていたが、今回の衝突で生活インフラや産業が更なる打撃を受けている。

そのため、停戦後の10月12日、カイロで行われたガザ復興支援国会議ではパレスチナ自治政府より約45億ドルの支援ニーズが表明された。それに対してドナー各国から約49億ドルのプレッジがあったものの、停戦後4カ月を経た2014年12月現在でも復興はほとんど進んでいない。

JICAは、これまでも電力・農業・保健・地方行政等様々な分野でガザ地区にフォローアップ協力<sup>1</sup>を実施してきており、2014年夏のイスラエル軍の攻撃の激化以降も、緊急援助としてフォローアップ協力を実施した。今後、更なる支援を進めるために、JICAとしての支援策の作成が必要となっている。

### 2. 業務の目的

本調査は、「1. 業務の背景」を踏まえ、以下の2つを目的として実施する。

- (1) ガザ地区の以下の分野における JICA の中期的（向こう 3～4 年）な復興支援計画策定と具体的な候補案件の提案
  - ① 電力（特に送・配電）
  - ② 上水道
  - ③ 下水道
- (2) 上記3分野での緊急的に必要なパイロットプロジェクトの実施支援（実施支援の過程で得られた事業の円滑な実施のためのノウハウや課題は上記(1)の復興支援計画策定に反映させること。）

### 3. 業務対象地域

パレスチナ自治区ガザ地区

---

<sup>1</sup> 本スキームは、JICA が過去に実施した協力に関し、本来相手国側の自助努力によりなされるべき機材・施設の維持管理や協力成果の普及・拡大等の対応が、相手国側の努力、工夫にもかかわらず困難な状況が発生した場合に、比較的少額の追加投入を機動的に行うことにより、そのような相手国側の対応を支援することを目的としたもの。

#### 4. 関係機関

##### (1) 開発計画全般

- パレスチナ計画開発庁 (Ministry of Planning and Development)

##### (2)

- パレスチナ電力庁 (Palestinian Energy and Natural Resources Authority ; PENRA)  
(パイロットプロジェクト実施機関)

- ガザ配電公社 (Gaza Electricity Distribution Company ; GDECO) (パイロットプロジェクト実施機関)

##### (3) 上水道・下水

- パレスチナ水利庁 (Palestinian Water Authority ; PWA) (パイロットプロジェクト実施機関)

- ガザ水道事業体 Coastal Municipalities Water Utility ; CMWU) (パイロットプロジェクト実施機関)

#### 5. 業務の範囲

コンサルタントは「2.業務の目的」を達成するため、JICA 及び「4.関係機関」と十分な意見交換を行ない、「6.業務実施上の方針及び留意事項」及び「7.業務の内容」に示す内容の業務を実施する。なお業務の進捗に応じて「8.成果品等」に示す報告書を作成して JICA に提出する。

#### 6. 業務実施上の方針及び留意事項

##### (1) 調査実施方法について

本調査は、現地作業と国内作業の組み合わせにより実施する。

現地調査は、1回あたり2～3日程度としたガザ地区内での調査と、パレスチナ自治区ヨルダン川西岸地域及びイスラエル国テルアビブ市等からの遠隔操作（現地傭人を活用）を組み合わせた調査を想定している。

##### (2) 中期的な支援策の策定について

①: 2014年8月以降に公表された各機関によるガザ地区に関するダメージアセスメント及び復興ニーズアセスメントの分析及び②: 「4. 関係機関」及び JICA パレスチナ事務所との協議を通じて、現在のガザ地区における電力（特に送・配電）、上水道、下水道分野の課題、支援ニーズについて情報を収集のうえ現状を整理する。その上で、電力分野、上水道分野及び下水道分野において向こう3～4年の JICA の中期的な復興支援計画策定及び具体的な候補案件の提案を行う。なお、次項に述べる過程（6.業務実施上の方針及び留意事項(3)パイロットプロジェクトについて②選定方法）により、

本調査におけるパイロットプロジェクトとして選定されなかったものは、この候補案件の提案に含めてもよい。

### (3) パイロットプロジェクトについて

#### ① 内容

原則として、調査対象とする電力分野、上水道分野、下水分野の各分野で1件、2,000万円程度を目安とする。なお、③パイロットプロジェクト候補案件で後述する案件を実施支援する案件と仮定し、業務工程等をプロポーザルに含めること。

#### ② 選定方法

各機関によるガザ地区に関するダメージアセスメント及び復興ニーズアセスメント等の各種報告書（詳細は、第3 業務実施上の条件 3.参考資料(1)配布資料 ③、④、⑥を参照）及び先方実施機関より事前に提出された候補案件を分析し、実現可能性の高い案件を抽出する。そのうえで先方実施機関、JICA パレスチナ事務所及び中東・欧州部と協議し、パイロットプロジェクトを選定する（今回の調査で実施しない案件を、今後の候補案件の提案に含めることも可能）。なお今回、環境社会配慮は先方実施機関にて確認されているものとし、調査の中で追加的な調査は実施しない。またガザ地区への入域は治安情勢次第で日数が制限されることから、コンサルタント自身がパイロットプロジェクト候補案件の実地作業（測量等）を実施することは難しい。各分野の実施機関は、これまでのフォローアップ協力でも自ら実地作業を実施し、その結果を反映させる形で仕様書・入札図書等のドラフトを作成している。従って本調査でも同様に、先方実施機関がまずそれらの原案を作成する。その後コンサルタントがその精度を確認し、併せて現地傭人による実施機関の活動のフォローを想定する。

#### ③ パイロットプロジェクト候補案件

- 電力（特に送・配電）：ガザ地区一部地域に対する配電線、電柱の納入。（現在実施機関が提出している案件のプロポーザルは、第3 業務実施上の条件 3.参考資料(1)配布資料 ⑤を参照）
- 上水道：ガザ地区内一部地域における配水管網（バルブ、マンホール、配水管、各家庭に接続する給水管）の建設。（現在実施機関が提出している案件のプロポーザルは、第3 業務実施上の条件 3.参考資料(1)配布資料 ⑦を参照）
- 下水道：ガザ地区内一部地域における排水管網の建設。（現時点で実施機関よりプロポーザルは挙がっていないが、対象地区、コスト、仕様等が記載された案件概要は、第3 業務実施上の条件 3.参考資料(1)配布資料 ⑨を参照）

なお上記案件はあくまで現時点での想定であり、調査開始後初期段階で、先方実施

機関、JICA パレスチナ事務所と協議の上実施するパイロットプロジェクトを決定する。また配布資料には、上水道分野における過去のフォローアップ協力事業のプロポーザルも含めている。(詳細は、3.参考資料 (1) 配布資料 ⑧を参照)

#### ④ パイロットプロジェクト実施中のコンサルタントの役割

同プロジェクト業者選定及び実施に係る技術的支援及び調達支援である。調達や施工に係る現地業者との契約は、JICA パレスチナ事務所が行う。

パイロットプロジェクトの安全対策に関しても、据付工事を実施する先方実施機関(電力分野)及び、現地業者(上水道、下水道分野)が JICA パレスチナ事務所に提出する、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」(3.参考資料 (1) 配布資料 ⑩、⑪参照)に沿った安全対策プラン及び安全施工プランを技術的観点から助言する。以下分野ごとにコンサルタントの役割を示した。

なお、各主体(コンサルタント、実施機関、JICA、現地業者)の役割は、「3.参考資料 (1) 配布資料 ②」を参照のこと。

#### ○ 電力(特に送・配電)分野

- JICA パレスチナ事務所が行う入札・契約手続き(設計、積算、仕様書・入札図書ドラフトのレビュー、入札技術評価)に係る技術的支援
- 先方実施機関が着工時に提出する安全施工プランに係る技術的助言及び同機関が実施する据付工事の施工監理支援(ガザ入域に制限があることから、スポット的な支援となる)
- JICA パレスチナ事務所が行う完工検査の技術的支援

#### ○ 上水道分野

- JICA パレスチナ事務所が行う入札・契約手続き(設計、積算、仕様書・入札図書ドラフトのレビュー、入札技術評価)に係る技術的支援
- 現地業者が入札時に提出する安全対策プランに係る技術的助言
- 現地業者が着工時に提出する安全施工プランに係る技術的助言及び同機関が実施する据付工事の施工監理支援(ガザ入域に制限があることから、スポット的な支援となる)
- JICA パレスチナ事務所が行う完工検査の技術的支援

#### ○ 下水道分野

- JICA パレスチナ事務所が行う入札・契約手続き(設計、積算、仕様書・入札図書ドラフトのレビュー、入札技術評価)に係る技術的支援
- 現地業者が入札時に提出する安全対策プランに係る技術的助言

- 現地業者が着工時に提出する安全施工プランに係る技術的助言及び同機関が実施する据付工事の施工監理支援（ガザ入域に制限があることから、スポット的な支援となる）
- JICA パレスチナ事務所が行う完工検査の技術的支援

また案件実施支援を通じ、緊急復興時の計画策定及びガザ地区における事業の遠隔な実施のためのノウハウをまとめる。

#### (4) ラマダン（断食月）期間

業務期間のうち 2015 年 6 月中旬～7 月中旬はラマダン期間中であり、現地作業の実施は困難である旨留意すること。

### 7. 業務の内容

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえ、現地及び国内において以下の業務を実施する。コンサルタントは、以下に示す想定される活動内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、作業工程をプロポーザルにて提案すること。なおパイロットプロジェクトは、「第 2 業務の目的・内容に関する事項 6.業務実施上の方針及び留意事項 ③パイロットプロジェクト候補案件」を実施すると仮定して、作業工程を勘案すること。（最終的にパイロットプロジェクトは別の案件になる可能性もあるが、規模等は同程度のものになる見込み）

#### (1) 国内作業で想定される業務

##### ① インセプションレポートの作成及び JICA 関係部への説明

本レポートは最初の現地調査の前に必ず作成する。

具体的には、以下の観点による既存資料のレビュー及び分析（既存資料については、第 3 業務実施上の条件 3 参考資料（1）配布資料①、③、④、⑥（2）公開資料①～④を適時参照のこと。なお、ここに記載されているもの以外の資料を分析することも構わない）

- パレスチナ自治政府が作成した開発計画におけるガザ地区の位置づけ
- 現状の電力（特に送・配電）、上水道及び下水道分野における開発課題
- 上記の各分野における支援ニーズ
- 実施機関の組織体制
- 他ドナーの活動状況
- 調査の全体方針作成

##### ② インテリムレポートの作成及び JICA 関係部への説明

以下の項目は必ず内容に含める。

- 既存資料の分析から想定しうる JICA の中期的（向こう 3～4 年）な支援方策及び具体的な案件例
- ガザ地区における他ドナーの活動状況

③ ドラフトファイナルレポートの作成及び JICA 関係部への説明

以下の項目は必ず内容に含める。

- 現地調査を踏まえた JICA の中期的（向こう 3～4 年）支援方策及び具体的な案件例（案）
- パイロットプロジェクト実施を通じたノウハウと課題

④ ファイナルレポートの作成及び JICA 関係部への説明

(2) 現地調査で想定される業務

- ① パイロットプロジェクト実施における技術的支援（コンサルタントの役割は第 2 業務の目的・内容に関する事項 6 業務実施上の方針及び留意事項 (3) パイロットプロジェクトについて④パイロットプロジェクト実施中のコンサルタントの役割を参照)

- ② パイロットプロジェクトの円滑な実施のためのノウハウのまとめ及び課題の抽出

- ③ ガザ地区で活動する他のドナーとの協議を通じた、それらの活動状況及び今後の計画の確認。

なお以下のドナーとは必ず協議すること（下記以外のドナーと協議することも問題はない。その際は事前に JICA パレスチナ事務所及び中東・欧州部と相談すること）。

- 世界銀行グループ
- UNDP
- UNRWA
- 国際赤十字社
- USAID

- ④ JICA の中期的な支援方策及び具体的な案件例の検討に必要なサイトの確認、及び先方関係機関との協議。



## 8. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各段階の報告書は、英語、日本語の双方で準備し、JICA 中東・欧州部及びパレスチナ事務所へ提出すること。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。また成果品以外の報告書は、電子データでの提出とする。

### (1) 報告書

- ① インセプションレポート (IC/R) 提出時期：2015 年 4 月上旬を予定
- ② インテリムレポート (IT/R) 提出時期：2015 年 7 月上旬を予定
- ③ ドラフトファイナルレポート (DF/R) 提出時期：2015 年 10 月中旬を予定
- ④ ファイナルレポート (F/R) 提出時期：2015 年 12 月下旬を予定。部数：英文 10 部、和文 10 部、CD-R 5 枚

### (2) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理しリストを付した上で JICA に提出する。

### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

### (4) 議事録等

現地での本調査に関する協議概要はメモとして取りまとめ、JICA に速やかに提出する。

### (5) 成果品の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書は国際的に通用する英文で作成し、提出前に必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

報告書の印刷、電子化 (CD-R) は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」を参照のこと。また上記成果品は簡易製本とする。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

本業務は2015年3月上旬より開始し、2015年12月下旬の終了を目処とする。プロポーザルには具体的な業務工程も提案すること。なおスケジュール作成の際は、「第2業務の目的・内容に関する事項6. 業務実施上の方針及び留意事項(4) ラマダン(断食月)期間」に記載の事項に留意すること。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目途

全体約19.6M/M(国内・現地含む)

##### (2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す各分野の業務従事者が参加することを想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお総括は、「インフラ整備計画」との兼務ではなく、「下水道整備」または「送・配電網整備」との兼務とすることも可能です。上記とは異なる構成を考える場合は、プロポーザルにて提案してください。

- ① 総括/インフラ整備計画(評価対象予定者)2号
- ② 送・配電網整備(評価対象予定者)3号
- ③ 上水道整備
- ④ 下水道整備(評価対象予定者)3号
- ⑤ パイロットプロジェクト実施支援

##### (3) 現地傭人/通訳

###### ① 現地傭人

ガザへの入域に制限があることから、パイロットプロジェクトの進捗監理等のために現地人材を傭上することは可能。

###### ② 通訳

本業務には通訳(アラビア語)を参加させることが出来る。但し団員とせず、現地傭人で対応すること。

#### 3. 参考資料

##### (1) 配布資料

- ① 『ガザ地区支援に係る情報収集・確認調査(援助ニーズ分析)現地調査報告書』

- ② パイロットプロジェクトにおける各主体の役割
- ③ 【電力分野】 ダメージ調査
- ④ 【電力分野】 ニーズリスト
- ⑤ 【電力分野】 パイロットプロジェクト候補案件のプロポーザル
- ⑥ 【上下水道分野】 ダメージ及びニーズ調査
- ⑦ 【上水道分野】 パイロットプロジェクト候補案件のプロポーザル
- ⑧ 【上水道分野】 2013 年度実施フォローアップ協力プロポーザル
- ⑨ 【下水道分野】 パイロットプロジェクト候補案件の概要
- ⑩ ODA 建設工事安全管理ガイダンス (2014 年 9 月)
- ⑪ The Guidance for the Management of Safety for Construction Works in Japanese ODA Projects (September 2014)

【作成者】

- : JICA →①、②、⑩、⑪
- : 実施機関→④～⑨
- : 世界銀行→③

(2) 公開資料

- ① 我が国のパレスチナ支援 (ファクトシート) :  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/pdfs/gaza\\_fs.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/pdfs/gaza_fs.pdf)
- ② JICA のパレスチナ支援 : <http://www.jica.go.jp/palestine/index.html>
- ③ National Development Plan 2014-2016” (パレスチナ自治区開発計画) :  
[http://www.mopad.pna.ps/en/images/PDFs/Palestine%20State\\_final.pdf](http://www.mopad.pna.ps/en/images/PDFs/Palestine%20State_final.pdf)
- ④ ”The National Early Recovery and Reconstruction Plan for Gaza” (ガザ復興会議でパレスチナ自治政府が発表した復興ニーズ) :  
[http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/National%20Early%20Recovery%20and%20Reconstruction%20Plan%20for%20Gaza%202014-2017\\_FINAL%20%20%20.pdf](http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/National%20Early%20Recovery%20and%20Reconstruction%20Plan%20for%20Gaza%202014-2017_FINAL%20%20%20.pdf)

4. 複数年度契約

本業務は年度を跨る契約 (複数年度契約) を締結し、年度を跨る現地調査及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出も年度末に切れ目なく実行でき、会計年度毎の精算は必要ない。

5. 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## 6. その他

### (1) 現地調査

業務の性質上、ガザ地区への入域を前提とする。なお同地区への入域は、その 2 週間程度前にイスラエルへの申請が必要である。この申請は、JICA パレスチナ事務所が随時支援する。

### (2) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況は、JICA パレスチナ事務所において十分に情報を収集するとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行い、安全管理基準を遵守する。また JICA パレスチナ事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

ガザ市内の移動には防弾車での移動が必要であり、JICA パレスチナ事務所からは防弾車のみを貸与する（なお運転手の雇用費用は積算に含めること）。なお当地では、通常防弾車を警護する警備員の備上は行っていない。

また、安全管理対策運用例は以下のとおり。当該運用は、JICA パレスチナ事務所の指示に従う。

- ガザ地区・ヨルダン川西岸地区における宿泊場所は、指定された範囲内の宿泊施設とする。
- 同事務所から衛星携帯電話を貸与するため、それを携行する。
- 治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるように留意し、日々の移動は、前日 17 時までに同事務所宛に翌日の移動計画表を送付する。

また上記の他、追加的に現地調査中の安全管理対策を取る場合は、その旨プロポーザルに記載すること。

### (3) 一般管理費等の加算

本業務の対象地域は治安面で十分安定しているとは言い難い地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要である。このため一般管理費等について 10% を上限として加算計上することができる。

### (4) 作業スペース

現地での作業は、JICA パレスチナ事務所（テルアビブ、ラマッラ、ガザ）を利用する。インターネット回線は事務所の無線 LAN が使用可能であり、またコピー機も同様に事務所の備品を使用可能。

(5) パイロットプロジェクト実施時の工事安全対策

パイロットプロジェクト実施の際は、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」(2014年9月)(3.参考資料(1)配布資料 ⑩、⑪参照)に沿った工事安全管理を行う必要がある。なおコンサルタントの役割は、「第2 業務の目的・内容に関する事項 6.業務実施上の方針及び留意事項 (3)パイロットプロジェクトについて ④パイロットプロジェクト実施中の役割」を参照のこと。

以上

